

改正後

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等(第九条の二第一項の劇場等の客席の出入口と同項の規定により設ける誘導基準適合車椅子利用者用部分との間の一以上の経路(以下「車椅子利用者用経路」という。))を構成する廊下等を含む。)は、次に掲げるものでなければならない。

一〜七 (略)

2 (略)

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段(車椅子利用者用経路を構成する階段を含む。))を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。))を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路(前条の規定により設けるものに限る。))は、次に掲げるものでなければならない。

一〜七 (略)

2 (略)

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター(次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。))を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

改正前

(廊下等)

第三条 多数の者が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

一〜七 (略)

2 (略)

(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置)

第五条 多数の者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(二以上の階にわたるときには、第七条に定めるものに限る。))を設けなければならない。ただし、車椅子使用者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

(階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第六条 多数の者が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。))は、次に掲げるものでなければならない。

一〜七 (略)

2 (略)

(エレベーター)

第七条 多数の者が利用するエレベーター(次条に規定するものを除く。以下この条において同じ。))を設ける場合には、第一号及び第二号に規定する階に停止する籠を備えたエレベーターを、第一号に規定する階ごとに一以上設けなければならない。

一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二 (略)

254 (略)

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビー(車椅子使用者用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーを含む。)は、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一5三 (略)

6 (略)

(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)

第八条 国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(第五条の規定により設けるものに限る。)は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない

い。

一 多数の者が利用する便所内に、車椅子使用者用便房を一以上(当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上。以下この号において同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者用便房を一以上設ける便所が当該多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

一 多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室、第十二条の二第一項に規定する車椅子使用者用客席又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等がある階

二 (略)

254 (略)

5 第一項の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、第二項第二号、第四号及び第五号並びに第三項第二号及び第三号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

一5三 (略)

6 (略)

(特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機)

第八条 階段又は段に代わり、又はこれに併設する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造としなければならない。

(便所)

第九条 多数の者が利用する便所は、次に掲げるものでなければならない

い。

一 多数の者が利用する便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設けること。

(削る)

二 (略)

(削る)

2 多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を一以上(当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ一以上)設けなければならない。

3 多数の者が利用する便所であつて男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(劇場等の客席)

第九条の二 劇場等の客席には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分(車椅子使用者用部分であつて、車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造であることその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所をいう。次項及び第十七条第一項第六号において同じ。)を設けなければならない。

一 当該客席に設ける座席の数が百以下の場合 二

二 当該客席に設ける座席の数が百を超え、二百以下の場合 当該座

二 多数の者が利用する便所が設けられている階の車椅子使用者用便房の数は、当該階の便房(多数の者が利用するものに限る。以下この号において同じ。)の総数が二百以下の場合には当該便房の総数に

五十分の一を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が二百を超える場合は当該便房の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とすること。

三 (略)

四 多数の者が利用する便所に車椅子使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車椅子使用者用便房が設けられて

いる便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を一以上設けること。

(新設)

2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない。

(新設)

席の数に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

三 当該客席に設ける座席の数が二百を超え、二千以下の場合 当該座席の数に百分の一を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に二を加えた数

四 当該客席に設ける座席の数が二千を超える場合 当該座席の数に一万分の七十五を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に七を加えた数

2 前項の誘導基準適合車椅子使用者用部分は、劇場等の客席に設ける座席の数が二百を超える場合には、二箇所以上に分散して設けなければならぬ。

（駐車場）

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に百分の二を乗じて得た数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

（削る）

（駐車場）

第十二条 多数の者が利用する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けなければならない。

（劇場等の客席）

第十二条の二 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂（以下「劇場等」という。）に客席を設ける場合には、客席の総数が二百以下のときは当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客席の総数が二百を超え二千以下のときは当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上、客席の総数が二千を超えるときは当

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一〜四 (略)

五 劇場等の客席のうち一以上のもの

六 第一号に掲げる部分から誘導基準適合車椅子使用者用部分(前号に掲げる客席に設けられるものに限る。)までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

七〜十 (略)

(削る)

(削る)

該客席の総数に一万分の七十五を乗じて得た数に七を加えた数以上の車椅子使用者用客席(車椅子使用者が円滑に利用できる客席をいう。以下この条において同じ。)を設けなければならない。

2 車椅子使用者用客席は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、九十センチメートル以上とすること。

二 奥行きは、百二十センチメートル以上とすること。

三 床は、平らとすること。

四 車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とすること。

五 同伴者用の客席又はスペースを当該車椅子使用者用客席に隣接して設けること。

3 客席の総数が二百を超える場合には、第一項の規定による車椅子使用者用客席を二箇所以上に分散して設けなければならない。

(増築等又は修繕等に関する適用範囲)

第十七条 建築物の増築若しくは改築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。以下「増築等」という。)又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。)をする場合には、第二条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

五〜八 (略)

九 劇場等の客席のうち一以上のもの

十 第一号に掲げる部分から前号に掲げる客席までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

十一・十二 (略)

2|| 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項中「便所は」とあるのは「便所のうち一以上は」と、同条第二項中「を設ける階においては、当該便所のうち」とあり、及び同条第三項中「を設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち」とあるのは「のうち」とする。

3|| 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第九条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上」とあるのは、「二以上」とする。

4|| 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。

5|| 第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場に設ける駐車施設の数(当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数)に百分の二を乗じて得た数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上」とあるのは、「一以上」とする。

(削る)

十一・十二 (略)

2|| 前項第三号に掲げる建築物の部分について第九条の規定を適用する場合には、同条第一項第一号中「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、」とあるのは「便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)に、」と、同項第二号中「便所が設けられている階の」とあるのは「便所の」と、「当該階の」とあるのは「当該便所の」と、同条第二項中「便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち」とあるのは「便所を設ける場合には、そのうち」とする。

(新設)

3|| 第一項第五号に掲げる建築物の部分について第十条の規定を適用する場合には、同条中「客室の総数が二百以下の場合には当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客室の総数が二百を超える場合は当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。

4|| 第一項第七号に掲げる建築物の部分について第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合には当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。

5|| 第一項第九号に掲げる建築物の部分について第十二条の二の規定を適用する場合には、同条第一項中「客席の総数が二百以下のときは当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客席の総数が二百を超え二千以下のときは当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上、客席の総数が二千を超えるときは当該客席の総数に百分の七十五を乗じて得た数に七を加えた数以上」とあるのは、「一以上」とする。

(特別特定建築物に関する読替え)

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。)における第二条から前条まで(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの並びに籠、昇降路、便所」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条第一項中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

(協定建築物に関する読替え)

第十九条 法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで(第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までを除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条の二、第十条、第十一条第二項、第十二条、第十三条並びに第十七条第一項各号及び第二項から第五項までの規定は適用しない。

第一条第一項、

多数の者が利用する

協定建築物特定施設で

(特別特定建築物に関する読替え)

第十八条 法第十七条第一項の申請に係る特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)第五条第一号に規定する公立小学校等を除く。)における第二条から前条まで(第三条第一項第三号及び第六号、第四条第八号、第六条第一項第七号、第七条第四項から第六項まで、第十条第二項並びに第十六条を除く。)の規定の適用については、これらの規定(第二条第一項及び第七条第三項を除く。)中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」と、第二条第一項中「多数の者が利用する」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの並びに籠、昇降路、便所」とあるのは「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口(次項に規定するもの並びに籠、昇降路、便所、車椅子使用者用客室」と、第七条第三項中「多数の者が利用する」とあるのは「主として高齢者、障害者等が利用する」と、前条中「特定建築物」とあるのは「特別特定建築物」とする。

(協定建築物に関する読替え)

第十九条 法第二十二条の二第一項の申請に係る協定建築物における第二条から第十七条まで(第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十三条まで並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までを除く。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第七条第二項から第五項まで、第九条第一項第二号及び第四号、第十条、第十一条第二項、第十二条から第十三条まで並びに第十七条第一項各号列記の部分及び第二項から第四項までの規定は適用しない。

第一条第一項、

多数の者が利用する

協定建築物特定施設で

<p>第四条、第六条 第一項、第九条 第一項及び第十 一条第一項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二条第二項</p>	<p>第三条第一項</p>	<p>第五条</p>
	<p>(略)</p>	<p>多数の者が利用する直 接地上</p>	<p>多数の者が利用する廊 下等（第九条の二第一 項の劇場等の客席の出 入口と同項の規定によ り設ける誘導基準適合 車椅子使用者用部分と の間の一以上の経路（ 以下「車椅子使用者用 経路」という。）を構 成する廊下等を含む。</p>	<p>多数の者が利用する階 段（車椅子使用者用経 路を構成する階段を含 む。）</p>
<p>ある</p>	<p>(略)</p>	<p>協定建築物特定施設で あつて直接移動等円滑 化困難旅客施設又は当 該移動等円滑化困難旅 客施設への経路</p>	<p>協定建築物特定施設で ある廊下等</p>	<p>協定建築物特定施設で ある階段</p>

<p>第三条第一項、 第四条、第五条 、第六条第一項 、第十一条第一 項</p>	<p>(略)</p>	<p>第二条第二項</p>	
	<p>(略)</p>	<p>多数の者が利用する直 接地上</p>	
<p>ある</p>	<p>(略)</p>	<p>協定建築物特定施設で あつて直接移動等円滑 化困難旅客施設又は当 該移動等円滑化困難旅 客施設への経路</p>	

(略)	第七条第一項第一号	(略)	第八条	第九条第二項
(略)	<p>多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、第九条の二第一項に規定する誘導基準適合車椅子使用者用部分、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等</p>	(略)	昇降機	<p>多数の者が利用する便所を設ける階においては、当該便所のうち一以上に</p>
(略)	協定建築物特定施設である便所	(略)	昇降機（協定建築物特定施設であるものについて、	協定建築物特定施設である便所には

(略)	第七条第一項第一号	(略)	第八条	第九条第一項第一号
(略)	<p>多数の者が利用する居室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用客室又は第十三条第一号に規定する車椅子使用者用浴室等</p>	(略)	昇降機	<p>多数の者が利用する便所は</p> <p>多数の者が利用する便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、車椅子使用者用</p>
(略)	協定建築物特定施設である便所	(略)	昇降機（協定建築物特定施設であるものに限る。）	協定建築物特定施設である便所は 車椅子使用者用便房

(略)	第九条第三項	
(略)	<p>多数の者が利用する便所であつて男子用小便器を設けるものを設ける階においては、当該男子用小便器を設ける便所のうち一以上に</p>	
(略)	<p>協定建築物特定施設である便所であつて男子用小便器を設けるものには</p>	

(略)	第九条第二項	<p>第九条第一項第三号</p>		
(略)	<p>多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に</p>	<p>便房が設けられている便所</p>	<p>便房を</p>	<p>便房</p>
(略)	<p>協定建築物特定施設である男子用小便器のある便所には</p>	<p>便所</p>	<p>便房を一以上</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項及び第三項において「法」という。）第十七条第三項の認定（法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）又は法第二十二條の二第四項の認定（同条第五項において準用する法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。）（以下この条において「所管行政庁の認定」という。）を受けている計画及び次項の規定によりなお従前の例により所管行政庁の認定を受けた計画は、この省令の施行の日以後も、なおその効力を有する。

2 この省令の施行の日前にされた所管行政庁の認定の申請であつて、この省令の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての所管行政庁の認定の処分については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に工事中の特定建築物で、所管行政庁の認定を受けた計画又は前項の規定によりなお従前の例により所管行政庁の認定を受けた計画に係るものについての法第十八条第一項

（法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による当該計画の変更の認定に関する基準については、当該工事が完了するまでの間に限り、なお従前の例による。